

大館市適正入札・契約推進委員会

令和5年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：令和5年12月19日（火）15時00分～16時30分

■場 所：大館市役所本庁舎 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）
熊谷 克史 （弁護士）
佐藤 雄幸 （学識経験者）
日景 浩樹 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札契約推進委員会の令和5年度 第2回目の定例会議に出席いただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催いたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は北林委員が欠席となっております。6名の委員のうち5名の出席をいただき、過半数に達していることを報告いたします。

委員長： ただいまの事務局の報告のとおり、委員定数の過半数に達しておりますので、会議を開会いたします。

本日の会議は要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知ください。

3. 審査

① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： お手元の資料1の「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和5年度上半期の状況についてご説明いたします。項目としては、業種別に4つに分類した上で、それを入札方式別に区分しております。随意契約については250万円を超える契約のみを掲載しており、「物品調達」及び「役務提供」については、普通契約と単価契約に分けて記載しております。

落札率については、普通契約は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和5年度上半期の状況をご説明いたします。なお説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ではありますが、条件付き一般競争入札を11回執行しており、件数は107件で、契約金額は32億6,118万円となりました。公募型指名競争入札は、総合病院分4件のみで、契約金額は4,741万円となっております。随意契約は市長事務部局分11件で6,409万円となっております。

建設工事全体では、前年度に比べ件数で5件増加の122件と若干増加しておりますが、契約金額は8億6,715万円増加し、33億7,268万円となりました。契約金額が増加した主な要因としては、消防署北分署の新築工事ほか、大館駅前広場の整備に係る工事、比内総合支所の設備の改修・更新工事など、大型発注案件を発注したことによるものです。

なお、建設工事の落札率は、前年同期比0.4ポイント減少し、97.5%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてです。トータルでは前年同期比で、件数が27件減少の45件、契約金額でも1億308万円減少し2億9,174万円となっております。減少した主な要因は、昨年同時期の8月豪雨で被災した林道や法面、河川などの設計業務を昨年度は多数発注したことが、影響しております。

落札率は5.5ポイント減少し、86.4%となっております。

- 物品調達では、発注件数が前年同期比で9件減少の114件、普通契約の契約金額は3億9,689万円増加し、6億9,425万円となっております。

契約金額が大幅に増加した主な要因は、小・中学校電子黒板や、除雪用車両を2台購入したこと、また総合病院でデジタルX線透視撮影システムなど高額な装置を購入したことによるものです。

落札率は、普通契約で2.3ポイント増加し、96.8%、単価契約では5.0ポイント減少し、

85.3%となっております。

- 役務提供については、発注件数が昨年同期とほぼ同数の310件、普通契約の契約金額では7億2,071万円増加し、30億7,835万円となっております。契約金額が大幅に増加した主な要因は、昨年同時期にはなかった契約期間5カ年とする総合病院のX線CT装置保守業務や、3カ年の契約である清掃等業務の発注があったことによるものです。

落札率については、普通契約で0.7ポイント増加し、99.1%、単価契約では10.4ポイント増加の96.0%となっております。

- 以上、令和5年度上半期の総件数は591件となり、前年同期比で32件の減少となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は74億3,704万円で、18億8,167万円の増加となりました。

なお、トータルの落札率については、普通契約が97.6%で、前年同期比0.1ポイントの増加、単価契約では90.6%と、2.4ポイント増加しております。

令和5年度上半期の入札契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員B： 総括表は前年同期の落札率と比較する表になっていますが、落札率が過去5年ぐらいでどのように変化しているか状況を知りたいので、業種別にグラフでお示しいただきたい。

事務局： 手元に提示できる資料がないので、業種ごとに落札率をグラフ化し、後日資料を送付します。

委員C： 落札率100%の状況について伺いたいと思います。市民税・県民税納税通知書及び窓付き封筒のフォーム印刷について、入札参加者は3者ですが、落札率100%となっている状況についてご説明願います。

事務局： 本件は、落札者が予定価格と同額の金額で入札し、ほか2者が予定価格を超過したことにより、このような結果となっております。

委員A： 予定価格を定めるために見積りを取るケースもあるのでしょうか。また、予定価格は公表していますか。

事務局： 物品調達では予定価格を公表していません。また、工事や測量コンサルタント業務であれば公共単価に基づき積算しているため、見積りを取るケースはあまりありません。

物品調達などはネット検索により市場価格の調査が可能ですが、予算編成の際は見積書を求めています。あわせて、前年度の契約実績を考慮するなど、厳しく予算査定がなされています。

委員B： 予定価格を公表している建設工事やコンサルタント業務の電子入札について伺いますが、予定価格と同額の落札についてどう考えていますか。

事務局： 数年前までは厳しい価格競争による入札も見受けられましたが、昨年の豪雨災害復旧工事で発注過多の状況にあり、このようなことが影響しているものと考えられます。

委員B： 主任技術者など人員配置の課題、積算したら金額が合わない等の課題の解決に向けて、市ではどのような対策を講じていますか。

事務局： 災害復旧工事においては、主任技術者の兼務などで人員配置の要件を緩和しています。また、本年5月には工事着手に係る余裕期間制度を新たに設け、事業者の都合に合わせて柔軟な工期対応ができるようにしており、実績も出ています。

委員B： 随意契約について。特殊な業務で請負先が特定される場合には2号随意契約となるため、見積り参加者が1者で、落札率が100%になることも承知していますが、長寿課の「第2層協議体設置運營業務」では参加者が7者となっています。また、観光課の「野遊びSDGs地域資源活用プロデュース業務」では落札率97%となっていますが、状況について説明をお願いします。

事務局： 長寿課の事業についてご説明します。第1層協議体とは、大館市全域の高齢者相談体制を構築・運営するもので、第2層協議体は、市を7つの地域に分割し、それぞれの地域にある高齢者福祉施設を中心に相談体制を設ける業務です。そのため、市と7つの施設・事業所が、それぞれ同じ条件で随意契約を締結しています。分かりにくい表記でしたので、今後工夫したいと思います。

もう一点の観光課の地域資源活用プロデュース業務については、業務内容の精査などにより、契約締結時に予定価格を下回る金額を提示したものと考えております。

委員D： 入札辞退の理由には、どのようなものがありますか。

事務局： 通常、辞退者の理由確認は行いませんが、大型案件の場合には、その後の対応がありますので、確認を行っている場合があります。積算額が予定価格を超過した、技術者が配置できない、県の災害復旧へ対応しなければならないといった理由を確認しています。

委員D： 価格変動が大きい昨今、卸業者では2週間ごとに価格が変わるなど、予定価格の設定は難しいと思います。

委員A： 予定価格はどのように決めていますか。物品調達では複数業者から見積もりを取って平均から予定価格を算出すると聞いたことがありますが、どうでしょうか。

事務局： 予算査定において、厳しく精査していると伺っております。

委員C： 役務提供の機械警備では、いずれも3者が参加して落札率100%となっておりますが、どのような状況にあるのですか。

事務局： 本市に登録のある機械警備事業者は3者に限られるため、指名競争入札を行っております。入札では、どの案件でも2者が予定価格を超過し、現在警備機器を設置している事業者が予定価格と同額で落札しています。これは、既に機器を設置している業者が機器設置費用の面で優位に立っているためと考えております。また、予定価格は機械警備の委託先から徴した見積りがベースになっております。

委員C： あまり競争性が働いていないように感じますが。

事務局： 入札参加者が変わらないので、そのように感じると思いますが、入札すると業者が変わるケースもあります。

※内部委員からの補足説明あり

委員C： 低落札率の案件について伺います。4者が参加して落札率40%だった総合病院の事業系一般廃棄物収集運搬業務は、適切に業務が行われていますか。

事務局： 当該業務について総合病院事務局へ確認しておりますが、業務の品質に問題なく実施されている旨を確認しております。なお、事業系一般廃棄物は医療用廃棄物と異なり、我々が日常生活で廃棄するものと同様であるため、業務の効率化・分別の工夫などにより大幅に安い価格になったと認識しています。

委員A： 物品調達の量水器の落札率が低くなっていますが、理由はわかりますか。

事務局： 量水器の単価については例年低落札率になる傾向があります。また、大口径φ50の量水器は大規模施設向けなので発注数量は少ないですが、他の量水器に比べて競争が激しい状況にあります。

委員A： 複合機の値段はあつてないようなものとよく言われますが、賃借料を値下げした分はカウンター料金でカバーしようとしているものでしょうか。

事務局： 月額賃借料と印刷料金のいずれも従前の契約より低い金額となっております。

委員C： 秋田犬の里お土産コーナー運営業務について、業務の内容を説明をお願いします。

事務局： この業務はお土産コーナーの運営、お土産品の仕入れと販売ですが、販売員の人件費相当と伺っております。また、この契約のほかに賃借料相当として売り上げの一定割合が市の歳入となる仕組みとなっております。

委員C： お土産品の仕入れ費用はどこが負担していますか。

事務局： 仕入れ費用は受託者の負担です。

委員D： 仕入れと販売といった経営は受託者が行い、人件費相当額から売り上げの一部を除いた金額が市の負担となるわけですね。

委員D： 随意契約の消防指令システム情報系更新業務について、2号随契となっておりますが、これはどのようなものですか。

事務局： 消防署で使用するデジタル無線です。ソフト・ハードウェアともにメンテナンスとアップデートを行うものです。製造は富士通ゼネラルであり、こうしたメンテナンスは同社しかできませんので、2号随契を適用しております。

委員C： 保険課所管の特定健康診査についての2事業と、長寿課所管の生きがい健康づくり支援業務、高齢者等配食サービス事業業務、軽度生活援助事業業務についてですが、これらは2号随契でありながら、複数者の見積り参加の記載がありますが、前に説明受けた案件と同じ理由によるもののでしょうか。

事務局： 委員ご指摘のとおりです。複数の医療機関等が同一業務内容で健康診査を実施すること、複数の高齢者福祉事業者が同じメニューで高齢者支援業務にあたることから、こうした記述としています。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審査事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。運営要領第3条第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

- ① 建設工事 【大館市消防署 北分署 新築工事（建築工事）】

市長事務部局が発注した 107 件の中から、予定価格が一番高い案件を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務【市道岩瀬線 道路詳細設計業務】

市長事務部局が発注した 39 件の中から、予定価格が一番高く、田代のロケット燃焼試験場や、五色湖キャンプ場にも通じる市道岩瀬線の道路詳細設計業務を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達【デジタルX線 透視撮影システム】

市立病院が発注した普通契約 8 件の中から、予定価格が一番高い案件を選んでおります。

② 役務提供【大館市城西地区 学校給食センター 給食調理配送業務】

市長事務部局が発注した普通契約 92 件の中から予定価格が一番高く、9月に起きた全国各地で給食が停止した事件に関連した案件を選んでおります。

◎ 随意契約

① 建設工事【大館市消防署 北分署 新築工事 設計監理業務】

市長事務部局が発注した案件のうち、建設工事の抽出案件と関連のある案件を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料 3 により説明いたします。

■ 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「大館市消防署北分署新築工事（建設工事）」であります。現北分署の老朽化に伴い、釈迦内地内の、よつやクリーニング工場の向かい、およそ 2,600 m²の敷地に、鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 935.42 m²の建物と、鉄骨造 4 階建 延べ面積 49 m²の訓練棟を新築するものであり、完成は来年 9 月を見込んでおります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「建築一式A級」に登載されていること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、監理技術者として「1 級建築施工管理技士」又は「一級建築士」か、同等以上のいずれかの資格を有する者を配置できることなどを条件としているほか、2 者又は 3 者による特定建設工事共同企業体による参加も可としております。この入札には、2 者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1 者が最低制限価格を下回ったため失格、残る 1 者を落札者として決定しております。落札率は 92.7%となっております。

■ 測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「市道岩瀬線道路詳細設計業務」であります。ロケット燃焼試験場や五色湖キャンプ場に向かう道路で、1.55 キロメートルにわたり、三次元点群測量や地質調査などの詳細設計業務を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「道路」に登載されていること、「県内に主たる営業所又は

従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、配置予定技術者は、「技術士（選択科目：道路）」又は「RCCM（道路）」の資格を有する者を配置できること、県内で公共機関発注の、道路詳細設計業務及び法面詳細設計業務の施行実績を有することなどを条件としております。この入札には、7 者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1 者が辞退、残る 6 者のうちから、最低制限価格と同額であった 1 者を落札者として決定しております。落札率は 80.5%となっております。

- 続いて物品調達「**デジタルX線透視撮影システム**」についてであります。総合病院の内視鏡室に設置している撮影機器の老朽化に伴って、デジタルX線透視撮影装置 1 台と、周辺機器一式を更新するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に物品調達業者として登録されていて、「医療機器」を取り扱い品目として登録していること、「東北三県（青森県・岩手県・秋田県）に主たる営業所又は従たる営業所」を有していることなどを条件としております。この条件で公募したところ、2 者が参加申込をし、同じく 2 者を指名し入札を執行しております。結果、1 者が予定価格を超過、残る 1 者を落札者として決定しております。落札率は 100.0%となっております。
- 続いて役務提供「**大館市城西地区学校給食センター給食調理配送業務**」であります。当該業務は、城西小学校と第一中学校、計 2 校分の給食調理及び配送に係る業務を、5 年間の長期契約で委託するものでありますが、今年 9 月、広島県を中心に、給食業務を請け負っている業者が経営破綻し、学校給食の供給が停止した事件が起きたことから、その点の対策等を含め説明いたします。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において役務提供の「給食調理配送等」に登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していること、同等の業務を元請として実施した経験を有すること、調理業務に関する業務責任者及び業務副責任者として、「調理師法に規定する調理師の免状を有している者」を専任で配置できることなどを求めています。この条件で公募したところ、3 者が参加申込をし、同じく 3 者を指名し入札を執行しております。結果、落札者 1 者を決定しており、落札率は 99.8%となっております。なお、請負業者の経営破綻や営業停止等により、給食調理配送業務の遂行が困難となった場合に備えて、請負業者に対し代行保証体制を整備できる代行保証確約書を提出させていることを申し添えます。
- 最後に、随意契約の案件です。消防総務課が発注した「**大館市消防署北分署新築工事設計監理業務**」であります。北分署の新築工事に伴い、設計図書に基づき、質疑応答や説明、工事材料や設備機器等の選定に関する検討・助言を行う業務を委託するものであり、数年前までは実施設計業務の一つとして含まれておりましたが、国の指導により区分することになったものであります。業務の委託にあたっては、工事の実施設計を行った者でなければ設計意図を正確に伝えることができないことから、地方自治法施行令に則り、実施設計をした「秋田県建築設計事業協同組合」と随意契約したものであります。落札率は 100.0%となっております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員C： デジタルX線透視撮影システムの入札結果について、再度説明願います。

事務局： 入札調書をご覧ください。1者が予定価格と同額で入札し、他2者は予定価格を超過しております。

委員A： 医療機器では2者の入札が多いように思われますが。

委員C： 決まった業者間の競争になっているようなので、2者以上が参加できるようになってほしいと思います。

事務局： 公募型指名競争入札ですので、ホームページ・掲示板による公告を経て入札したもので、発注側では入札参加者を制限していません。

委員B： もしかすれば、従前の機器と同一メーカーなので、納入業者も強みのある者しか参加しないのではないのでしょうか。

事務局： メーカーが変わったかどうかは手元に資料はありませんが、機器の導入は主に老朽化に伴う機器更新であり、デジタル技術を活用した機材を導入することで、医師にとって診断しやすく、患者にとっても適切な治療を受けられる環境を整えていると伺っております。

委員C： 医療機器は特殊なものが多いと思いますが、調達に際しては、競争性の確保と透明性のある方法により納入業者を決定するよう念頭に置いてください。

事務局： 委員ご指摘の事項につきましては、病院事業に限ったことではないので、私どもも気をつけたいと思います。また、この点については病院事務局にも伝えることにいたします。

委員D： 給食調理配送業務について伺います。業務仕様書に「請負業者に対し、代行保証体制を整備できる代行保証確約書を教育委員会に提出させる」とありますが、本業務ではどちらの業者を代行保証業者に定めていますか。

事務局： 合資会社オータスとしております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和5年度上半期の指名停止等の運用状況について説明いたします。令和5年度上半期においては、7件8者の指名停止措置を行っております。

初めに、1番の指名停止についてです。対象業者は水道機工株式会社東北支店と、株式会社水機テクノス盛岡営業所です。当該2者が、経営事項審査において虚偽の申請をし、その審査結果を公共工事の資格審査に用いたとして、建設業法違反により、令和5年2月10日、関東地方整備局長から営業停止処分及び指示処分を受けております。本事案が、指名停止要綱の規定による、「建設業法違反行為」に該当するものとして、要綱の基準のとおり3カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は株式会社斎藤建設です。株式会社斎藤建設は、労働災害が発生したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告を労働基準監督署に報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和5年5月16日付けで大館簡易裁判所に略式起訴されております。本事案が、「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、2カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、株式会社フソウ東北支店です。株式会社フソウの使用人が、平成30年8月に行われた埼玉県三郷市発注の工事に関して、贈賄を行ったことが明確になっております。本事案が、「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、2カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、三菱電機株式会社東北支社です。三菱電機株式会社は、無線局登録点検業務において、点検結果を記載した書類を事実とは異なる内容で免許人に通知したとして、令和5年3月17日に関東総合通信局長から電波法に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けております。本事案が、「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、株式会社フジタ東北支店です。株式会社フジタの使用人が、沖縄防衛局発注工事において、不適切な安全管理により工事関係者等に負傷者を生じさせたとして、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日に石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けております。本事案が、「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、西武建設株式会社東北支店です。西武建設株式会社が、経営事項審査において虚偽の申請をし、その審査結果を公共工事の資格審査に用いたとして、建設業法違反により、令和5年7月21日、関東地方整備局長から営業停止処分及び指示処分を受けております。本事案が、「建設業法違反」に該当するものとして、3カ月の指名停止措置としたものであります。

次の事案です。対象業者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社です。ヤンマーアグリジャパン株式会社は、施工した工事において、機械の配置に関する計画を作成していなかったとして、労働安全衛生法違反により罰金刑が確定し、令和5年8月23日に近畿地方整備局長より指示処分を受けております。本事案が、「建設業法違反」に該当するものとして、1カ月の指名停止措置としたものであります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員D： この指名停止により、不都合は生じませんでしたか。

事務局： 株式会社斎藤建設の指名停止が本市で起きた案件でした。同社は元請となることはありませんが、足場の設置などで下請けに入る業者なので、指名停止により下請けに入れない期間がありました。しかしながら、指名停止期間中に同社が下請けに入る公共工事はなく、支障はありませんでした。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、下半期において該当となる案件はありません。「その他」についての説明は以上です。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

委員A： 機械警備については、現在の請負先とそれ以外では入札額に隔たりがあることから、随意契約も可能ではないかとも考えられますが、その辺はどのようにお考えですか。

事務局： 地方自治法施行令に随意契約の根拠が示されておりますが、これはあくまでも特例であると捉えております。また、機械を入れ替えさえすれば他の業者も参入が可能ですから、「そこしかできない」とまでは言い切れませんので、機械警備については入札が妥当と判断しています。

委員B： 新聞で報道されている包括的民間委託について、複数年道路の維持管理を委託し、入札の頻度が減るわけですが、契約検査課では検査要綱に準じて中間検査などを実施するのでしょうか。

事務局： 当該事業は、工事ではなく業務委託となりますので、道路管理者による巡回点検によって品質の維持・確認をしています。ただし、包括的民間委託では道路わきの除草や穴あき箇所補修、側溝の修繕が主な業務の範囲となり、道路改良を要する場合には工事を発注することになります。

※内部委員からの補足説明あり

委員D： 前回会議の時も災害復旧工事をなかなか受けてもらえないと伺っていますが、その後の状況はどうなっていますか。

事務局： 12月工期の工事が完成を迎えているので、状況は好転していくものと考えております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。